

## 整理された各論点について検討を行う際の視点と留意点

	十分な防御の確保(意図・目的)				留意点							
	適正な主張反論の実現	調査対象者への適時適切な助言(不当な調査の防止にもつながる)		不当な調査の防止	実態解明機能の確保				他の行政手続・刑事手続との整合性	海外の制度等との比較	適正性・透明性の確保	
		対会社	対従業員		証拠隠滅	供述調整	従業員の萎縮効果	調査権限強化				
立入検査時の弁護士の立会い		○		○	○				○	○	○	○
弁護士・依頼者間秘匿特権 <sup>※1</sup>	○				○				○	○	○	○
供述聴取時の弁護士の立会い		○	○ <sup>※2</sup>	○		○	○	○	○	○	○	○
供述聴取過程の検証可能性の確保				○					○	○		○
適切な主張反論のための情報開示	○			○		○	○	○	○	○	○	○
制度・運用についての知識の共有等	○	○	○	○	○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※3</sup>		○ <sup>※3</sup>	○	○		○

※1 秘匿特権を導入すべきとする目的としては、防御の観点以外に、弁護士による社内調査、相談を適切に行えるようになることによるコンプライアンスの向上、公正取引委員会からの提出命令に応じて情報を提出した場合に海外当局から秘匿特権を放棄したとみなされる懸念を回避できることが指摘されている。

※2 個人を弁護する弁護士が立ち会う場合に限る。

※3 実態解明機能に影響を及ぼすような措置・対応が講じられる場合に限る。